

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2008年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2008

		(%)					
国		年金	医療	介護	雇用	その他	計
Country		Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	15.35 ¹⁾	8.2 ²⁾	1.13 ²⁾	1.5	なし	
労 / employee		労使折半			0.6		12.94
使 / employer					0.9		13.24
アメリカ	USA	12.4	2.9 ³⁾		2.42 ⁴⁾		
労 / employee		労使折半					7.65
使 / employer					2.42 ⁴⁾		10.07
イギリス	GBR	23.8	税負担の		国民保険		
労 / employee		11.0 ⁵⁾	ため		制度に統	なし	11.0
使 / employer		12.8	なし		合		12.8
ドイツ	DEU	19.9	14.9 ⁶⁾	0.85	3.0 ⁷⁾		
労 / employee		労使折半	7.9	労使折半			19.775
使 / employer			7.0				18.875
フランス	FRA					家族	住宅支
(民間部門の場合)		老齢保険				手当 ¹⁰⁾	援基金
		16.65	13.85		6.40		への
労 / employee		6.65 ⁸⁾	0.1 ⁹⁾	0.75 ⁹⁾	2.40		9.90
使 / employer		8.3 ⁸⁾	1.6 ⁹⁾	13.1 ⁹⁾	4.00	5.4	0.1
							32.50

資料出所 日本:社会保険庁ホームページ, 厚生労働省ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:URSSAFホームページ

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。
 3) メディケアパートAを指す。
 4) 州別失業保険税を含む平均値(2007年のデータによる)。
 5) 本人のこ。及び週91～610ポンドの所得部分における保険料。被用者には更に610ポンドを超える所得部分につき1.0%の保険料がかかる。
 6) 医療保険料率は、2009年1月1日より保険料率を統一するとともに、景気対策による引下げ措置を講じ、14.9%(労使折半分:14.0%, 被用者追加保険料:0.9%)となった。
 7) 雇用保険料率は2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。
 8) 33,276ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 9) 対全給与。
 10) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。